

地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる 社会保障施策に要する経費について

消費税率(国・地方)が、平成26年4月1日に8%、令和元年10月1日に10%へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、全て社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

令和4年度旭市一般会計決算における社会保障施策経費への充当状況は、次のとおりです。

(歳入)	引き上げ分の地方消費税交付金(社会保障財源化分)	841,345千円
------	--------------------------	-----------

(歳出) 社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 11, 183, 232千円

【社会保障施策に要する経費】

(単位:千円)

区 分	予算科目			令和4年度 決 算 額	財源内訳				
	款	項	目		特定財源			一般財源	うち、地方消費 税交付金(社会 保障財源化分)
					国・県 支出金	地方債	その他		
社会福祉	3 民生費	1.社会福祉費	1.社会福祉総務費	384,266	306,706		5,988	71,572	9,188
			2.障害者福祉費	1,587,252	1,097,818		15,082	474,352	60,892
		2.老人福祉費	1.老人福祉総務費	76,737	7,433		4,773	64,531	8,284
			2.後期高齢者医療費	5,561			1,526	4,035	518
			3.生活支援費	21,751			14,771	6,980	896
		3.児童福祉費	1.児童福祉総務費	938,226	482,102		54,286	401,838	51,583
			2.母子父子福祉費	249,148	87,265		485	161,398	20,718
			3.児童措置費	843,871	712,325			131,546	16,886
			4.児童福祉施設費	4,498				4,498	577
			5.障害児福祉費	197,741	134,411		7,224	56,106	7,202
4.生活保護費	2.扶助費	718,877	524,893		14,613	179,371	23,026		
社会保険	3 民生費	1.社会福祉費	4.国民健康保険費	489,716	305,962			183,754	23,588
		2.老人福祉費	2.後期高齢者医療費	781,055	127,135			653,920	83,943
			4.介護保険費	819,203	52,820			766,383	98,379
保健衛生	4 衛生費	1.保健衛生費	1.保健衛生総務費	2,401,165	3,264		7,728	2,390,173	306,822
			2.予防費	356,623	5,814		1,433	349,376	44,849
			3.母子保健費	103,753	44,518		1,589	57,646	7,400
合 計				11,183,232	4,336,065	8,700	284,315	6,554,152	841,345

※人件費、事務費及び基金積立金については除外しています。

※地方消費税交付金(社会保障財源化分)は、事業に要する一般財源の比率に応じて充当しています。